



素 17.5

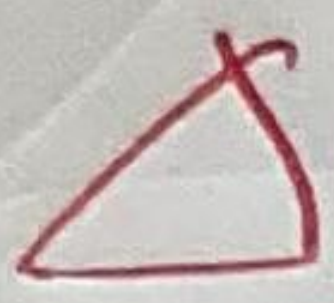
偏 51.63

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

問 1

手と合の23問題0



法人税法22条2項、同法22条の2第4項より、B社からA社に対する重機の無償による譲渡は、重機の譲渡時の時価600万円を収益の額とし、A社の令和3事業年度の益金の額に算入される。
キツキの二とplus子

問 2

法人税法12条1項より、信託契約に基づく信託財産に帰せらるる収益及び費用は、法人税法上、受益者であるA社の収益及び費用とみなす。

問 3

PがA社から受けた債務の免除は、所得税法35条1項、同法36条1項2項より、債務残高の免除額500万円を雑所得として取り扱う。

問 4

消費税法³⁹~~38~~条1項より、A社がC社から領収することによって生じた売掛金について、令和3事業年度において売上に係る対価の返還等の金額に係る消費税額39万円を課税標準額に対する消費税額から控除する。



第1問 答案用紙<2>
(租税法)

問題 2

番号	○×欄	記述欄
①	X	法人税法4条1項より、権利能力のない社団が収益事業を行う場合は、法人税の納税義務が生じる。 2⑧+3 3 X
②	X	法人税法39条の2より、外国源泉税等の額は、A社の令和3事業年度の損金の額に算入しない。
③	X	法人税法34条1項より、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないためB社の令和3事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入しない。 54① X
④	X	所得税法72条1項において、帳簿価額相当額から同法72条1項1号における金額を控除した金額が雑損控除として総所得金額から控除される。
⑤	O	消費税法5条1号、同法28条3項1号 4⑤ -



素 36
偏 56.5

第2問 答案用紙<1>
(租税法)

問題 1

当期純利益の金額

(単位：円)

(減価償却資産についての申告調整)

器具備品A

加算すべき金額

減算すべき金額

, ,

.17.818

器具備品B

.925,000

, ,

ソフトウェアC

.120,000

, ,

機械装置D

.49.922

, ,

(外国通貨についての申告調整)

, ,

.19.400

(有価証券についての申告調整)

E社株式

70,000,000

, ,

F社株式

, ,

~~50,000,000~~

G社株式

, ,

~~29,000,000~~

(棚卸資産についての申告調整)

, ,

1,800,000

(貸倒引当金についての申告調整)

H社に対する貸付金

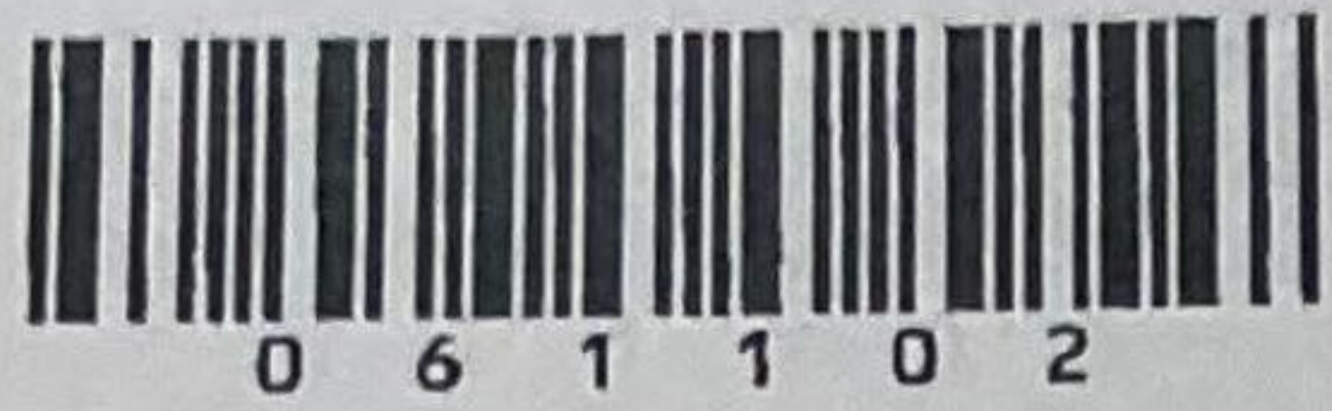
, ,

6,000,000

H社に対する貸付金以外の債権

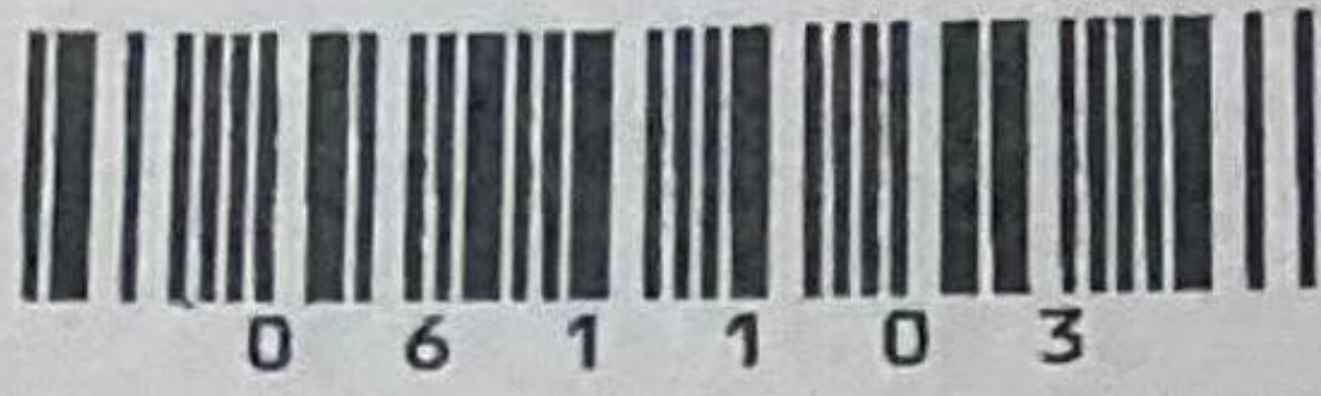
, ,

.220,000



第2問 答案用紙<2>
(租税法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(寄附金についての申告調整)	10,481,250	
(役員退職慰労金についての申告調整)		48,000,000
(租税公課についての申告調整) [資料] 9. の(2)及び(3)について		27,288,000
[資料] 9. の(4)及び(5)について	68,296,000	
[資料] 9. の(6)について	2,497,000	
[資料] 9. の(7)について	20,000,000	
(前期分の修正申告事項についての当期の申告調整) [資料] 10. の(1)について		3,180,000
[資料] 10. の(2)について	0	
(欠損金についての申告調整)		142,500,000
(その他の申告調整)
所得金額



第2問 答案用紙<3>
(租 税 法)

問題 2

(単位：円)

[問] 1.

(1) 事業所得の総収入金額

~~10,600,000~~

(2) 事業所得の必要経費の金額

~~2,017,300~~

[問] 2.

(1) 退職所得の金額

~~6,700,000~~

(2) 給与所得の金額

4,120,000

(3) 一時所得の金額

950,000

(4) 雑所得の金額

270,000

[問] 3.

(1) 扶養控除の金額

380,000

(2) 雑損控除の金額

~~4,800,000~~

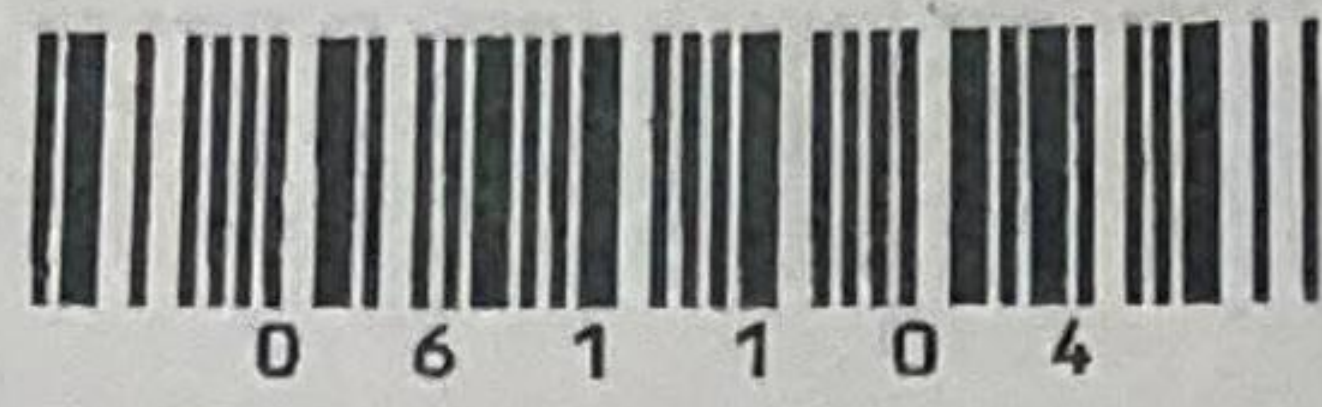
(3) 生命保険料控除の金額

117,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額

378,000



第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題 3

(単位：円)

- (1) 課税標準額に対する消費税額 .227.249.100
- (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額 3.340.300.000
- (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額 ~~3.349.705.000~~
- (4) 課税貨物に係る消費税額 .156.000
- (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額 ~~.197.921.880~~
- (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等にのみ要するもの ~~.195.573.300~~
- (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等にのみ要するもの .223.080
- (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの ~~.2.125.500~~
- (9) 売上げの返還等対価に係る税額 .1.025.700
- (10) 貸倒れに係る税額 .51.480